

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 2 2 7 回 相模原市都市計画審議会				
事務局 (担当課)		都市計画課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 7 (直通)				
開催日時		令和 6 年 2 月 5 日 (月) 午後 2 時 ~ 午後 4 時				
開催場所		相模原市立産業会館 4 階 特別会議室				
出席者	委員	1 7 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	1 4 人 (都市建設局長、まちづくり推進部長、都市計画課長、 建築政策課長、他 1 0 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
議 題		(1) 議案 1 号 相模原汚物処理場の変更について (2) 議案 2 号 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく産業 廃棄物処理施設の位置について (3) 議案 3 号 第 8 回線引き見直しについて				

議 事 の 要 旨

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。
主な内容は次のとおり。

議題

(1) 議案 1 号 相模原汚物処理場の変更について

事務局より説明を行い、次のとおり意見等があった。

(渡邊委員) 旧東清掃事業所及び津久井クリーンセンターは市域の合併によって汚物処理場が 2 つとなったが、その後、津久井クリーンセンターの建替え、一元化を行っているが、建替えに伴い環境アセスメントは必要なかったのか。

また、都市計画の変更に伴い縦覧を行っているが、どのような方を対象に行っているのか。

(事務局) 市条例の環境影響評価について、対象には該当しないため、調査を行う必要がない。

なお、一元化に関する情報として参考ではあるが、津久井クリーンセンターの処理能力は年間で約 3 万 2 5 0 0 キロリットルであり、令和 4 年度の年間処理量が 2 万 6 6 3 8 キロリットルとなっており、最大の処理能力の約 8 2 % であり、津久井クリーンセンターのみで十分処理が可能である。

さらに、旧市域内においては、公共下水道の整備が進み、し尿処理量は年々減少していることから、津久井クリーンセンターのみで処理が問題なく可能である。

次に縦覧の対象者について、広く一般市民の方を対象に行っている。

(関根委員) 震災が起きた場合において、公共下水道が使用できなくなる状況の場所も出てくると想定されるが、相模原市の場合は、津久井クリーンセンターのみで対応できるのか。

その他、民間の工事現場等に置いてあるトイレのし尿はどこで処理しているのか。

(事務局) 震災が起きた場合のし尿処理については、地域防災計画に基づいて対応することとなり、平時から携帯トイレ等の備蓄を各個人にお願いをしている。

万が一被災した場合は、避難所等に仮設トイレを設置し、設置した仮設トイレのし尿の収集を最優先で行うこととなる。

また、津久井クリーンセンターが被災してすぐに使えない場合には、近隣自治体へ施設使用の協力依頼を行い、使える場合はそちらに搬入す

る場合も想定される。

加えて、公共下水道については、市内全部が一度に駄目になるということは想定しにくい中で、公共下水道が使える部分があれば、そこに直接投入することも想定している。

次に、工事現場の仮設トイレの処理については、津久井クリーンセンターで行っている。

(2) 議案 2 号 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく

産業廃棄物処理施設の位置について

事務局より説明を行い、次のとおり意見等があった。

(渡邊委員) 1 点目は、当該議案においては、縦覧等の都市計画の手続きは行っていないということによろしいか。

2 点目は、周辺交通環境基準について、どこまで経路の指定ができるのか。目的地までの指定はできるのか。

(建築政策課長) 1 点目は、縦覧等は行ってないが、事前協議の中で、敷地から 1 0 0 メートル圏内の住民等の関係権利者に対しては、説明を行っている。

2 点目の経路の件は、「対象施設から幹線道路に至る搬出入車両の搬出入経路」についての規定になる。

今回新設された配慮施設は、放課後等デイサービスであり、そちらを通らないようなルートで、新しく設定している。

(関根委員) 今回申請があった施設は、先月火災が起きているが、その原因は何か。

次に、ルートの件について、プラスチックを積んでいるだけなのに、子どもたちの前を通ってはいけないのか。

(建築政策課長) 原因としては、選別により除去しきれなかった電池が破碎してしまったことに伴い生じたものである。

事業者においては、その対応策も既に検討し、散水設備の整備を行う予定である。

対象施設から幹線道路に至る搬出入車両の搬出入経路から配慮施設を除くことについては、積載している内容物というより、大型のトラックの走行台数が増加することによる影響があることから、配慮施設を除く経路を選んでいる。

(関根委員) そもそもこの通りは、大型車が多く走行しており、プラスチックを運ぶトラックが通る程度では大きく変わらない。

それよりも今回の経路の方が道が狭いことが疑問であり、もちろん、通学路になっていないので、心配はないかもしれないが、その都度経路を変える必要があるのかも疑問である。

(建築政策課長) 相模原市の許可基準を以前、都市計画審議会に御報告した中で、道路の交通量が増えることや大型車が通るということに対して配慮すべきであると意見をいただいた中で、このような基準になっている。

(加藤委員) 稼働時間について、以前は 8 時間であったが、8 時間というのは何か元々基準があったのか。

今回、稼働時間が 13 時間になるということに対しては、どういった内容で修正があり、許可をするのか。また、稼働時間の延長は、これ以上の延長も可能なのか。

あと、周辺住民への説明を行った結果、悪臭物は取り扱わないということ、騒音振動は、予測結果で現状同等となっているが、これはあくまで予測になっているので、現状同等となっているが、何を根拠に同等といっているのか確認したい。

(建築政策課長) 稼働時間については、規定はなく、工業専用地域になるため、場合によっては 24 時間でも可能となる。

また、騒音・振動については規制基準の数値に適合している。

(加藤委員) 騒音・振動について、資料上、100メートル以内というような言葉が幾つか出てきているが、騒音・振動の調査についても 100メートル以内の数値ということか。

(建築政策課長) 100メートル以内ではなく、敷地境界線上になる。

(会長) 騒音について、稼働による騒音のみか、また搬入車の騒音も含めてか。

(廃棄物指導課) 中に設置された施設、破碎機からの騒音であり搬入車の騒音は含まれない。

(加藤委員) 一軸破碎機について、騒音は機械のメーカー発表により予測をしていることとなるが、新しい機械については、性能、騒音についても改善され、そこから考えても同等以下という判断ということでもいいか。

(廃棄物指導課) おっしゃるとおりである。

(渡邊委員) この施設は、今まで騒音対策として、遮音壁で囲う等の対策をしているのか。行わずにこの数字が出ているのか。

今後、今回新しい機械にしたことにより、数値が下がる予測値になっているが、例えば、市民から、今までよりうるさくなったのではということがあれば、市の方で測定して対策を行う等の予定はあるのか。

(廃棄物指導課) 建屋も減衰するような材質になっていることや敷地境界についても距離がある等、評価において、規制基準は満足するような予測になっている。

そのような中でも、相談があった場合には、現地の状況を確認する中で、騒音・振動測定することもあると思う。

(3) 議案 3 号 第 8 回線引き見直しについて

事務局より説明を行い、次のとおり意見等があった。

(渡邊委員) 資料上「災害レッドゾーン逆線引きは、現在宅地利用されていない区域を対象とする。」とあるが、詳しく説明をしていただきたい。

(事務局) 今回の考え方について、災害レッドゾーンは、法律に基づき指定がされている中で、今後逆線引きをしていく上では、現在宅地利用されているところは、すぐに対応するというのは難しいと考えている。

なぜならば、市街化区域のレッドゾーンの全てをすぐに市街化調整区域にするというのは、土地所有者の権利なども含めると、なかなか理解が得にくい部分だと思っているからである。

一律、現状が宅地利用されていないから、市街化調整区域にするというわけではなくて、資料にもあるとおり、逆線引に当たったの課題として、全対象地の現状調査を行うこと、また土地所有者へのメリット・デメリットの説明等が必要だと認識している。

それらを踏まえた中で、逆線引きをするかどうかという基本的な考え方、方針を今回まとめたところである。

(竹田委員) 逆線引きは、必要なことだとは思ふ。他都市の被害を見ていると、なぜあのようなところまで家を建てさせたのかと考えると、恐らく、そこが家が建つような都市計画であり、結果的に土砂崩れで大きな被害になったと思われる。

相模原市においては、そのような事例を踏まえ、今後定めるものについては、そういうことのないようにしていかなければいけないと思う。

ただ、逆線引きすると、基本的には土地の価値が下がってしまう。

市としては、丁寧な対応をしていくということだが、なかなか賛同が得られないのではと心配する。

場面ごとに、関係機関との調整、住民説明等があると思うがやはり資産価値が下がるということは、大変なことなので、丁寧な説明の上進めていただきたい。

(会長) 答申書及び会議録の作成に当たり、会長一任とすることで、よろしいか。

(総員) 異議なし

(4) その他 第 2 2 8 回相模原市都市計画審議会について

事務局より、令和 6 年 5 月 1 0 日 (金) 1 0 時から開催予定であることを情報提供した。

【審議結果】

議案 1 号 相模原汚物処理場の変更について

総員賛成により原案に同意することに決定した。

議案 2 号 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく

産業廃棄物処理施設の位置について

総員賛成により原案に同意することに決定した。

議案 3 号 第 8 回線引き見直しについて

総員賛成により原案に同意することに決定した。

以 上

第 2 2 7 回相模原市都市計画審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	西浦 定継	明星大学 建築学部建築学科 教授	会 長	出席
2	梶田 佳孝	東海大学 建築都市学部土木工学科 教授	副会長	出席
3	飯島 泰裕	青山学院大学 社会情報学部社会情報学科 教授		出席
4	大沢 昌玄	日本大学 理工学部土木工学科 教授		欠席
5	村山 史世	麻布大学 生命・環境科学部環境科学科 准教授		出席
6	澤岡 詩野	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団 主任研究員		欠席
7	阿部 健	相模原市農業委員会 会長		出席
8	落合 幸男	相模原市農業協同組合 専務理事		出席
9	長谷川 伸	相模原商工会議所 専務理事		出席
10	加藤 修	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 常務理事		出席
11	秋本 仁	相模原市議会議員		出席
12	関根 雅吾郎	相模原市議会議員		出席
13	南波 秀樹	相模原市議会議員		出席
14	寺田 弘子	相模原市議会議員		出席
15	藤巻 浩之	国土交通省 関東地方整備局長		欠席
16	川名 愛司	神奈川県警察本部 交通部長		代理
17	竹田 幹夫	相模原市自治会連合会 会長		出席
18	黒田 靖司	公募委員		出席
19	野口 善男	公募委員		出席
20	渡邊 亨	公募委員		出席

